

公安委員会定例会議の概要

開催月日：令和8年5月28日（木）

出席者

○公安委員会

渡邊委員長、平川委員、久家委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、総務課長、監察課長、生活安全企画課長、地域課長、交通企画課長、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協議事項

○ **警察署協議会委員の人事案件について**

警察本部から、警察署協議会委員の任期途中での退任を受け、その後任として人選した候補者を新たに委嘱し、退任する委員の表彰を行うことについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり委員の委嘱及び表彰を行うことを決裁した。

○ **盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行に伴う処分基準の制定等について**

警察本部から、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の全部施行に伴う同法に関する処分基準の制定及び古物営業法に関する処分基準の改正、並びに質屋営業法、警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に関する処分基準の所要の改正に関し、制定等の理由、制定等の主な内容、施行期日等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり制定及び改正を行うことを決裁した。

○ **公安委員会に対する苦情の申出に関する調査結果について**

警察本部から、公安委員会に対する苦情の申出に関し、当該調査結果についての説明がなされ、協議の結果、申出人に対する回答を決裁した。

○ **運転免許の行政処分について**

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等に関し、各事案概要、処分内容、被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を行うことを決裁した。

報告事項

○ **行政不服審査法に基づく審査請求の受理について**

警察本部から、運転免許取消処分及び運転免許を受けることができない期間を2年間と指定する処分を受けた者から提出された行政不服審査法に基づく審査請求書を専決により受理したことに関し、審査請求年月日、審査請求人、審査請求に係る処分、審査請求の趣旨及び理由等について、報告がなされた。

○ **暑熱対策資機材の整備について**

警察本部から、酷暑下における現場警察官の勤務環境改善を目的として、県下各警察署に電動ファン付ベスト及び水冷ベストを整備して運用することに関し、概要、導入資機材、配付計画、運用開始時期等について、報告がなされた。

公安委員から「水冷ベストについては、効率的に体温を下げるため、例えば腋わきの下を冷やすことが可能なモデルにするなど、今後も検討と改良を重ねていただきたい」旨の発言がなされた。

○ **監察事項について**

警察本部から、監察事項について、報告がなされた。

○ **警察職員の職務執行に対する苦情の受理・処理結果について（令和8年4月）**

警察本部から、令和8年4月末における警察職員の職務執行に対する苦情の受理・処理結果について、報告がなされた。

○ **特殊詐欺等被害防止コールセンターの運用開始について**

警察本部から、県内で多発する特殊詐欺の被害防止を図るため、コールセンターのオペレーターが県民に電話をかけて注意喚起等を行うコールセンター事業を開始することに関し、事業の目的、委託業者、運用期間、運用状況等について、報告がなされた。

公安委員から「中には詐欺電話を疑い、コールセンターからの電話に出ない方もいらっしゃるかもしれないが、コールセンターが使用する電話番号はどのような番号を使用するのか」旨の発言がなされ、警察本部から「大分市の市外局番を使用することとしている」旨の説明がなされた。

○ **交通安全「絵てがみ」コンテストの実施について**

警察本部から、交通安全をテーマとして高齢者に送る「絵てがみ」を県内在住の小学生から募集する「交通安全「絵てがみ」コンテスト」の実施に関し、目的、募集内容、募集期間、応募資格等について、報告がなされた。